

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦



新潟県規則第42号

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
(1) 案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）		(1) 案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2に規定する案内標識をいう。以下同じ。）	
(略)		(略)	
サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-A)	サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-B)	サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-B)
(略)		(略)	
サービス・エリア (116の3-A)	サービス・エリア (116の3-B)	サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)
(略)		(略)	
非常電話 (116の4)	待避所 (116の5)	非常電話 (116の2)	非常駐車帯 (116の4)
(略)		(略)	
(略)	道路の通称名 (119-A)	(略)	道路の通称名 (119-B)
			
(略)		(略)	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。